

## 第 章 附属池田小学校事件にかかわる学校安全の課題

平成13年6月8日に発生した大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童殺傷事件（以下、「附属池田小事件」という）以降、文部科学省、各教育委員会はもちろん、各学校園においては、いかに危機を未然に防ぐか、あるいは万一緊急事態発生の際の対応等の安全管理に関する議論が盛んに行われている。

文部科学省においても「学校施設の防犯対策について」（平成14年11月発行）及び「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成15年2月発行）が刊行され、全国の幼稚園から高等学校までのすべての学校園に配布され安全管理の徹底が図られた。

それらの契機となった附属池田小事件の課題や反省点を、今後の附属学校における安全管理の在り方を究明するにあたり、当調査研究会で以下のごとく集約した。

今後、各学校において、これらの課題等について検討し、積極的な取組みを通じて子どもたちが安心して学校生活を送ることができる安全な学校園の確立がなされることを祈念している。

### 【 附属学校特有の課題 】

#### 1：「教育委員会の任務を担う大学」

公立学校においては、各学校を所管する教育委員会が、日頃から公立学校からの相談等を受けたり、学校への指導・助言等を担っており、各校種に精通した指導主事等が校長・教頭等に対する指導・支援・助言等を行う体制が整えられている。そのため、事件・事故が発生した場合には教育委員会が直ちに対応することができる。しかしながら、大学には教育委員会のように附属学校への指導・支援・助言等を行うことのできるスタッフが十分配置されておらず、また、事件や事故が発生した場合に直ちに対応し支援できる体制がないのが現実である。

また、京都市立日野小学校事件を受けての文部省（当時）文書の趣旨が附属池田小学校の教職員に周知されたか否かについて、大阪教育大学が確認することはなかった。

（関連記述： - 1 - ( 1 )）

#### 2：「校長は教授の併任職」

附属学校の校長は、国立学校設置法施行規則第25条で、その附属学校が附属する大学または学部の「教授」を充てる（併任）ものとされている。したがって、附属学校の校長は、本来の校長の職務以外に、大学の教授の職務を行い大学と附属との連携役も務める。そのため、附属学校へ出向くのは週に2日程度であり、校内の職務は副校長に委ねることが多く、校長として十分な職責を遂行することはできない。

今後は、校長はその職務に専念できる状態とし、自校の把握や教職員との意思疎通を図るとともに、安全管理面でも責任ある判断を指示できるようにすることが不可欠であり、附属学校での管理職の在り方を根本的に考え直すことが緊急の課題であるといえる。

（関連記述： - 1 - ( 2 )）

## 第 章

### 3：「大阪教育大学附属学校管理職研修の課題」

附属池田小事件当時の大阪教育大学の附属学校部長・全附属学校長のうち、幼・小・中・高等学校の常勤勤務経験者は10名中3名であった。公立学校の管理職登用との違いをどう考えるか。附属学校部長、校長及び副校長の任用にあたって、大学として、そのリーダーシップを含めた管理職としての適格性をいかなる方法で確認し、また、必要な研修の実施に務めてきたか検討を要する。  
(関連記述： -1-(3))

### 4：「学級定員」

学級規模については、従来、主として教育効果の観点から検討が行われてきた。  
しかし、適正な学級定員を考えるにあたっては、教育効果の観点だけでなく、子どもの生命を事件・事故・災害等から守る観点からも検討を加えることが重要であり、大きな課題といえる。  
(関連記述： -1-(4))

### 5：「大学と附属学校の物理的距離」

大阪教育大学は平成4年3月までは大学が3つのキャンパス(天王寺、池田、平野)に分散し、その各キャンパスに大学教官組織と附属学校が比較的近い場所に存在していた。  
したがって、校長も同じキャンパス内の所属者であれば、緊急時のみならず、日常時にも、副校長・教職員との連絡・打合せ等が容易に、より緊密にできた。例えば、平成3年度までは大学の池田キャンパスと附属池田小学校は徒歩でも10分以内の距離にあった。  
その後大学は柏原と天王寺キャンパスに統合されたが、附属学校は依然として3つのエリアに存在し分散しており、上記2の校長併任体制とも絡んで、附属学校と大学との緊密な連携方法は大阪教育大学で解決の迫られる緊急の課題である。

### 6：「地域連携の在り方」

学校の安全管理を巡っては「学校と地域との連携」が不可欠といわれている。公立学校であれば、両親や祖父母がその学校出身であったり、本人や兄弟姉妹あるいは近隣の子どもの大半が同じ学校に入学し、通学するなど地域の人びととの信頼関係が構築されており、適切な連携の下に地域から必要な支援を受けやすい状況にある。これまでの附属学校にあっては、地域との連携はほとんどみることなく、地域の人びとからの支援を得るためにも地域の人びとに「地域の学校」としての意識を持ってもらうことが課題であり、地域の教育委員会とも十分話し合い、近隣の公立学校との交流、近隣自治会との交流を検討する必要がある。  
(関連記述： -1-(6))

## 【安全管理の課題】 (参照：附属池田小学校建物・教室の部分的配置図(p.7))

### 1：「学校安全への意識の変化」

大学及び附属池田小学校では、日本社会の根底的な変化や社会危機の兆候を十分には把握できていなかった。学校における類似の児童殺傷事件の前例(京都市立日野小学校事件〔平成11年12月21日〕等)があり、当時の文部省から平成12年1月7日付けで「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について(依頼)」が出されていたが、この通知文書の内容を十分に受け止めていなかった。

一般社会において危機管理の必要性が叫ばれていたが、学校では「まさか」と思われていた。学校をめぐる犯罪の質の変化と件数の増加を知り、事件に対して素早く対応できるよう安全管理体制を再構築しておく必要があった。（関連記述： -1-〔1〕及び〔2〕）

## 2：「通用門等の校門管理」

附属池田小事件発生前の校門管理については、外部からの不審者の侵入を想定せず、車両の進入の便宜化を図るため自動車専用門を開放し、安全対策を立てていなかった。今回の事件の犯人はその専用門（地図 ）から侵入した。敷地内に凶悪犯が一旦侵入すれば、子どもの生命が一気に危険に晒され、子どもの安全確保の対策が一段と複雑で困難な状況になる。学校や地域の環境・状況等の差異はあるが、各学校に応じた校門の安全管理を徹底する必要がある。（関連記述： -2-(2)- -ア）

## 3：「来校者への声かけによる確認」

附属池田小事件の犯人が校内で最初に出会ったのは教員であった。その教員は正門に近い校庭（地図 ）で犯人にすれ違った際、軽く会釈をしたが、相手からの会釈等が返ってこなかった。来校者の何らかの雰囲気を感じて振り返るなど、その後の動きを注視できていれば展開も変わっていたかもしれない。今後は声かけや挨拶とともに、不審者を見抜く観察力・洞察力を身につける方法について検討する必要がある。

（関連記述： -2-(2)- -ウ）

## 4：「テラスへの出入口」

1階の教室から校庭へ直結するテラスの出入口は、子どもの外での活発な活動を展開させるため、教室の中から子どもが簡単に開閉のできる鍵の構造であった。また、火災時等の避難口や換気口となる利点もあった。しかし、今回の事件では、結果として犯人が容易に侵入できる経路（地図 ）となった。

教室横のテラスの出入口は、子どもの活動促進の目的と、不審者が容易に侵入できる危険な環境であるという両面性を持った存在であり、敷地内への出入口の管理とも連動して安全管理対策を考慮する必要がある。（関連記述： -2-(2)- -ア）

## 5：「凶行発生時の行動」

凶器の刃物を持った犯人は教室（地図 ）に入るなり、次々と子どもに襲いかかった。刃物を振り回している犯行に直面した教員は、教室にある校内電話に飛びつき、誰かに知らせるため、校内放送に通報する番号を押したが利用を停止した。教員は廊下側の前方の扉から飛び出し、約40m離れた外線電話のある事務室（地図 ）に飛び込んだ。しかし、このような事態においても、子ども達から離れず、あらゆる方法を駆使して子どもの安全を確保することを考えることが重要である。（関連記述： -2-(3)- -イ及びウ）

## 6：「救護と通報」

上記5の教員は、教室での犯人の凶行を警察へ通報するために事務室へ走った。その途中（地図 ）、被害を受けて廊下で倒れて苦しんでいる児童に気づいたが、その教員は

## 第 章

通報することを優先し、事務室に飛び込んだ。子どもを一瞬でも早く救護することの必要性と同時に、事件を早急に通報しなければならない、二者択一の状況に迫られたときの判断・行動についての在り方の検討が必要である。

(関連記述： -2-(3)- -ウ- )及び )

### 7：「児童の救助方法」

上記5の教員の後に事務室に入って来た子どもを事務員は保護し、その事務員は扉を閉めた。上記5の教員は110番通報した。事務室内の事務員の一人は教頭に電話をした。上記5の教員の様子から異変を感じた他の事務員は119番通報した。

事務員によって事務室のドア扉(地図 )が閉められた後に、教室(地図 )で刺され、自力で逃げてきた一人の負傷児童は、その事務室の横を通り、数メートル先(地図 )で力尽き倒れた。このような場合の逃げてきた児童の救助方法他、児童に対する避難場所の確保等、児童の救助対策についても検討する必要がある。( -3-(1)- )

さらに事務室の事務員は、電話の内容等から状況を察知したが大きな窓(地図 )から事件の状況を把握するなどの適切な行動ができなかった。恐怖に伴うパニック状況下でも冷静で適切な行動がとれるようにするための研修や訓練を検討する必要がある。

(関連記述： -2-(3)- -ウ- )

### 8：「危険告知と避難指示」

上記5の教員の「逃げて」といいながら走り去る様子を見て異変に気づいた教員は自分のクラス(地図 )の子どもを避難誘導する際に近接の教室(地図 )の横を通過したが、教員不在であったその教室内の児童に対する危険告知や避難指示をしなかったために緊急避難が行われず、一部の児童が逃げ遅れ、死傷者が出た。

児童を誘導しながら、他の教室等への危険告知・避難指示をする方法について対策を立て避難訓練等で実践しておく必要がある。(関連記述： -2-(3)- -ウ- )

### 9：「緊急通報訓練」

凶行に直面した教職員は、混乱と恐怖の中では、一般に110番や119番への通報を迅速に、また、的確な通報をすることが困難と予想される。

このような異常事態においても、緊急通報の方法と手順について習得していることが求められ、冷静かつ簡潔に通報できるような日常の訓練が重要である。

(関連記述： -2-(3)- -ウ- )

### 10：「被害の全容把握」

事件発生から約5分後に、教室内(地図 )で2人の教員は犯人を取り押さえたが、その教室に向かった数名の教員の多くはその教室だけが襲われたと思いついていた。しかし、他の教室も襲われ多くの児童が傷害を受けていた。

責任者が被害の全容を迅速・正確に把握し、適切な指示等、組織的な対応ができるよう体制を確立する必要がある。(関連記述： -2-(3)- -ウ- )

## 1 1 : 「混乱時における児童の把握」

児童を避難誘導した後、人数確認のために、全クラスの緊急連絡網を出そうと試みたが、パソコンの調子が悪く手間取った。また、多くの取材ヘリコプターが校舎上空に飛来したため騒音等で肉声も通らない状況にあり、児童の点呼や被害児童の把握に時間を要し困難を極めた。

緊急時の騒然とした中での児童点呼・安否確認の方法及び児童名簿の保管法等の対策を立て確立しておく必要がある。

## 1 2 : 「負傷児童搬送時の情報確認」

今回の附属池田小事件の場合、負傷児童が多く事件全体の把握が遅れたため、負傷児童名や人数、負傷の程度、搬送された児童名や搬送先の病院名の確認において混乱をきたした。そのために、亡くなった児童の保護者が早い段階で来校したにもかかわらず、学校内で我が子に会えずに、自分で捜しあてた病院で亡くなった我が子と対面することとなった。

学校内で多人数の死傷者が発生した事件の場合、当該校の教職員だけでは限界があるため、警察、消防及び隣接附属学校と連携し搬送された児童名や病院名等の情報を的確に把握・伝達する方策を検討し、実践できるようにしておく必要がある。そのためには日常から警察、消防及び隣接附属学校と連携することが大切である。

(関連記述： -2-(3)-ウ- )

## 【 学校運営の課題 】

## 1 : 「開かれた学校と学校安全」

平成10年改訂の小学校学習指導要領を見ると、「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人びとの協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者等との交流の機会を設けること」とされている。

しかし、一般に「開かれた学校づくり」というと校門開放やグラウンドの開放等設備の物理的な開放と理解されやすいが、学校における子どもたちの安全確保を絶対条件とした上で上記の正しい概念の普及が必要である。その上で、安全管理の徹底を図って開かれた学校づくりがなされなければならない。

(関連記述： -3-[4]-(1)- 及び -2-(1))

## 2 : 「保護者への対応」

死傷者が出た場合、その事後の対応は非常に重要であることはいうまでもない。保護者が、「学校内では先生が子どもを守ってくれている」と考えるのは当然である。その学校で児童が亡くなり、負傷することは、保護者からの信頼を失うことになる。死傷児童が発生した場合には、保護者への誠心誠意の対応が責務である。

また事件後において、保護者が事態の状況や学校の動きを学校からの連絡や報告より先に報道機関からの報道で知ることが多くあり、保護者と学校の信頼関係が損なわれることもあった。事件に対応した学校運営には保護者等の意見をよく聞き、学校の方針等を的確

## 第 章

かつ迅速に保護者に伝え、保護者との緊密な連携の工夫が必要である。

(関連記述： -3-(2)- , 及び -2-(3)- -ア)

### 3 : 「教職員の研修」

附属池田小事件の場合、大学及び小学校の教職員が事件後の遺族や負傷児童等への対応において、相手の気持ちに配慮が足りないと指摘を受けることになった。

学校では子どもの安全が最優先事項であることはいうまでもないが、その認識をいかに深く自覚するか、いかに真摯に受け止めているかが学校安全の在り方を考える際だけでなく、不幸にして事件に遭遇した際の対応及び事件後の対応においても重要なことである。

事件・事故における被害関係者への配慮も含めた学校安全の取組みについて、大学、附属学校の管理職、教職員の研修機会を持つとともに、教員養成の中での課題とする必要がある。

(関連記述： -2-(3)- -ア, -1-(3)及び(7))

### 4 : 「情報の共有化」

保護者は語ることさえ精神的に苦痛な内容の情報を一部の教員に伝えても、それが関係教職員に伝わっていないこともあった。その結果、保護者は同じ内容を再三伝えなければならなくなり、さらに苦痛を味わうことになってしまった。

大学及び小学校の教職員はお互いに得た情報を共有化し、報告・整理することが必要である。混乱と錯綜の中でも確実に行える方法を検討する必要がある。

(関連記述： -2-(2)- )

### 5 : 「記録の整理」

事後の保護者への適切な対応、関係機関への連絡、事後の評価及び再発防止策に役立てるために、事実を客観的に正確に把握することが重要である。子どもの状況、侵入者の状況、学校組織の対応のみならず、各教職員個人の対応状況、関係機関への連絡・支援状況等の記録の保存が必要であり、重要である。また、それらの資料をもとに評価をする際には、客観性を保つために第三者を交えることも必要である。

(関連記述： -3-(2)- )

### 6 : 「関係者の心身の健康」

児童はもちろん、保護者、教職員等関係者の身体的疲労のみならず、精神的にも極限状態であった。

心のケアをも含めて、専門家や管理職による具体的なサポート体制を確立するとともに、長期間にわたって維持することのできる体制を確立しておく必要がある。

(関連記述： -3-(2)- 3 )

### 附属池田小学校建物・教室の部分的配置図



